

## 会議録（1）

会議の名称	飯能市入札監視委員会
開催日時	令和6年2月20日（火） 開会 午後1時30分 閉会 午後3時55分
開催場所	飯能市役所2階 入札室
議長氏名	入札監視委員会委員長 尾崎晴男
出席委員	尾崎 晴男（委員長） 菊田 秀雄 大松 寛
欠席委員	なし
説明者の職氏名	道路公園課 金田課長 中里主査 建築課 斎藤課長 寺本主幹 高岡技師 下水道課 高橋主幹 田村主任 丸山主事 区画整理課 奥課長 吉田主幹 間野主任 資源循環推進課 西野課長 濱中主任 水道工務課 本橋課長 永岡主査 森下主任 橋本主幹 三室主査 生活安全課 町田課長 吉田主査
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	契約検査課長 浅見 稔 契約検査課主幹 長谷部 雅

## 会議録（2）

### 議事録の概要（経過）・決定事項

- (1) 令和5年7月から12月までの入札・契約手続等運用状況について（報告）
- (2) 抽出案件の審議（10件）
  - ・審議の結果、おおむね適切であると判断された。

### 会議録（3）

発言者	発言内容
契約検査課長	開会を宣する。  あいさつ
契約検査課長	これより、次第の3定例会議をお願いしたいと存じますが、飯能市入札監視委員会条例第6条第1項の規定により、委員長が会議の議長となると規定されておりますので、尾崎委員長にお願いしたいと思います。
委員長	それでは定例会議に入ります。初めに令和5年7月から12月までの入札・契約手続等の運用状況について、事務局から報告をお願いします。
契約検査課長	(資料に基づき報告) ・様式第1号 発注工事総括表 ・様式第2号 入札方式別発注工事一覧表 ・様式第3号 指名停止の運用状況 報告は以上です。
委員長	ただ今の報告に対して質問等ございますか。
委員	建設業法違反による指名停止は人手不足が影響しているのでしょうか。
契約検査課長	技術者が足りないということもあるかと思います。
委員長	建設業法違反の3社は同じ時期に指名停止になっているようですけれども何か関連があるのですか。
契約検査課長	この3社は系列の会社です。1件発覚した後系列会社で点検し、発覚したのではないかと思います。

委員長	その他意見がないようなので次に進みます。次に抽出案件の審議に移ります。今回の抽出は菊田先生が担当ですので抽出理由をお願いします。
委員	入札方式、工種、担当課に偏りがないよう、また、金額が大きいもの、低入札価格調査の案件を優先し抽出しました。
委員長	わかりました。それでは、順次事務局から説明願います。
契約検査課長	(抽出案件 1 の説明)
委員長	何か質問はございますか。
委員	工事の内容は一般的なものですか。
道路公園課主査	今回の工事はのり面が崩れた場合の対策工事として、モルタルを吹き付け、鉄筋を挿入するといった一般的な工事になります。
委員	施工場所がかなり山奥のようですが、そういう事情は工事の金額に影響がありますか。
道路公園課長	施工場所が会社の資材置場など拠点となる場所から距離が離れている場合、経費が上がることは考えられます。
委員	積算には工事の場所は考慮しないと過去に伺っていたと思いますが。
道路公園課長	積算上考慮することはありませんが、業者の入札金額にはその点は考慮されていると思います。
委員長	写真では土砂がかなり堆積しているように見えます。今回の工事には土砂の撤去工事が内容に含まれていないようですが。
道路公園課主査	土砂の撤去はこの工事の前段で応急工事として発注していま

	す。
委員	応急工事はどのように発注していますか。
道路公園課長	緊急的な対応として随意契約により発注しています。
委員長	道路の幅員が狭いようですが資材置場はどこに確保しているのですか。
道路公園課主査	施工箇所前後の待避所を活用しています。
委員	今回崩れた部分の両脇には予防的に網が張ってあるようですが。
道路公園課長	崩れた箇所はもともと落石防止網が張っておりましたが、のり面の崩落により破れてしまいました。今回の工事はその復旧になります。落石防止網は落石を受け止めることはできますが、斜面そのものが崩れた場合は一緒に崩れてしまいます。
委員	この道路の交通量はどの程度あるのですか。
道路公園課主査	観光のための道路という色合いが強い道路になります。平日は余り車は通りませんが、宿泊施設等もありますので休日にはそれなりに車は通ります。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件1については以上いたします。引き続き建築課の抽出案件2の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件2の説明)
委員長	何か質問はございますか。
委員	防水工事はどれくらいのスパンで行っているのですか。
建築課主幹	メーカーの推奨としましては15年の耐用年数ということで

	15年未満の期間で工事を行うことが望ましいとされています。現状では15年経過した後、劣化状況を見ながら行うこととしています。
委員	今回はもう工事をしなければならないという判断をしたということですね。
建築課主幹	施工前の写真を見ていただきますと黒く滲んでいる箇所があります。これは微生物被害を受けて防水層が劣化していることを示しています。また、実際に雨漏りが発生しているということもあって工事が必要と判断しました。
委員	低入札となっていますが、契約検査課長からの説明で低入札調査の内容が良くわかりました。丁寧に事業者からヒアリングしていただいているようで安心しました。
委員長	積算はどのように行っていますか。
建築課主幹	今回採用したウレタン塗装につきましては、埼玉県が標準単価を設定していますのでそれを使用しています。県内の自治体で同種の工事を発注した場合、設計金額はほぼ同額になると思います。
委員長	施工日数はどの程度かかりますか。
建築課主幹	施工としては水洗い後、防水層を3回入れてトップコートを塗るといった手順になりますが、おおよそ1月程度になります。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件2については以上いたします。続いて抽出案件4の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件4の説明)
委員	機械の入替えではなく、それに伴う何かの作業を建築工事として発注しているということですか。

建築課主幹	今回の工事は機械設備工事のほか、電気工事、建築工事を分離発注していまして、建築工事の内容は空調設備の入替えに伴う内装の撤去や復旧になります。
委員	金額が大きいのは工事範囲が大きいからですか。
建築課主幹	内容に天井材全ての撤去やその復旧工事が含まれていますのでボリュームが相当あることからこのような金額となっています
委員	入札の参加事業者が少ないのが気になるのですが。
建築課主幹	同時期に同様の工事をもう1本発注しています。この工事の発注時期が多少遅れてしまったことによって協力業者の取り合いになり、このような結果になってしまったのかもしれません。発注時期が異なる理由は補助金の交付決定時期が省庁によって前後しているためです。
委員長	省庁というのは文部科学省とどこですか。
建築課主幹	この工事については防衛省の補助を受けて実施しています。それともう1点、今回の工事は廊下の天井材を全て取り替えるということで夏休み中の期間だけでは終わらず、9月以降も土曜日、日曜日を利用して工事を行う必要があるため、事業者も割に合わないと思ったのかもしれません。
委員長	そういう事業者が手間に思う部分は積算には反映させられないですか。
建築課主幹	養生の回数を増やすといった多少の配慮はしています。しかしながら、実際作業する手間とは合わないのかもしれません。
委員	今回の入札では参加を希望しながら1回目の入札で辞退している事業者がいますがこういったことがあるのですか。
契約検査課長	参加申込みはしたけれども、何らかの事情で開札時には辞退す

	るということはあります。
委員	今回2回目の入札で落札されましたが、2回目でも予定価格に達しない場合はどうなるのですか。
契約検査課長	その後は入札ではなく見積提出となり、随意契約の手続に進みます。
委員長	仮にこの入札の参加希望者が1社であった場合、入札は成立するのですか。
契約検査課長	参加希望者が1社であった場合は入札は中止となります。
委員	今回落札した事業者は2回目の入札をした時に応札者が自社しかいないことが分かるのですか。
契約検査課主幹	それは分からぬようにしています。入札結果を公表する時までは何社入札に参加しているかは非公表になります。
委員	それであれば競争性は担保されているように思います。
委員	参加希望者が1社もなかつた場合はどのような対応になりますか。
契約検査課長	仕様書の見直し等行った上で再度入札に付すことになります。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件4については以上といたします。続いて下水道課の抽出案件3の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件3の説明)
委員長	質問はございますか。
委員	施工の延長をもう少し伸ばして下流まで整備した方がコストが安くなるのかなと思うのですが。

下水道課主幹	下水道管は予算や区画整理による家屋等の移転の進捗を考慮して計画的に整備しています。
委員	今回入札に参加した事業者は市内の事業者ですか。
契約検査課長	市内事業者です。
委員	1回目の入札では市内事業者を対象として入札を行ったが不調に終わり、ヒアリングをして、発注時期を遅らせ、かつ、対象を市外に広げたけれども最終的に市内事業者しか入札に参加しなかったということですね。
委員長	発注時期を遅らせたということですが工期末も伸ばしたのですか。
下水道課主幹	工事の期間については変更していません。あくまで発注時期を遅らせたということです。
委員長	工事の内容はどうですか。
下水道課主幹	内容は変更していません。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件3については以上いたします。続いて抽出案件6の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件6の説明)
委員長	質問はございますか。
委員	線路下5mを推進工事でということですが難しい工事ですか？
下水道課主幹	通常の推進工事と変わらないと考えています。
委員	鉄道の安全面に気を使う大変な工事のように思うのですが。

下水道課主幹	そういうことから鉄道会社から資格を与えられた事業者のみ施工を許されています。
委員	請負事業者は鉄道会社と資本関係はありますか。
下水道課主幹	今はなかったと思います。
委員	これだけ辞退者が多いのも問題だと思います。
契約検査課長	施工場所が鉄道敷地内ということで躊躇している部分はあると思います。
委員	線路下 5 m の深さというのはどのように決めたのですか。
下水道課主幹	設計段階で鉄道会社と協議して決定したものです。
委員長	施工は昼間にできるのですか。
下水道課主幹	その点も鉄道会社との協議事項になっています。鉄道下を実行するときは夜間に施工することという指示を受けています。
委員長	積算はどのようにしていますか。
下水道課主幹	積算は公共の歩掛を用いています。
委員長	鉄道敷地内だからと言って特別な積算があるわけではないのですね。
下水道課主幹	施工の場所によって積算が変わることはありません。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件 6 については以上いたします。休憩します。
	休憩 14:50
	再開 14:55

委員長	再開します。続いて区画整理課の抽出案件 5 の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件 5 の説明)
委員長	道路整備に先行して貯留浸透施設を作るということですけれども、この場所に作るのはどういった理由からですか。
区画整理課主幹	区画整理事業などいわゆる開発事業では雨水が地面に染み込む面積が減ってしまうので調整池を作る場合が多いのですが、この地域についてはまとまった公園が 1 か所しかなく、地下の部分を有効活用して一時的に雨水を貯留しようということでの工事を行っています。
委員長	調整池の代わりということですね。こういった工事を行った実績はあるのですか？
区画整理課主査	はい。既に別の地区で行っています。
委員	こういった製品を作成しているメーカーは複数あるのですか。
区画整理課主査	複数あります。
委員長	積算はどのように行っていますか。
区画整理課主査	土工に関しては埼玉県の基準を用いて積算をし、浸透施設の組立てについてはメーカーから見積りを徴取して積算しています。
委員長	工事を請け負った建設会社はメーカーから製品を購入するということですか。
区画整理課主査	製品は購入することになりますが、組立ては建設会社の作業員で行うことができます。

委員長	今回の発注では製品を指定していますか？
区画整理課主	事前に複数社から見積りを徴取し、最も経済性の高い製品を指定して積算しています。仕様書にはその製品と性能が同等以上のものを使用するということで明記しています。
委員	道路整備前に施工しても貯留機能は発揮されるという認識でよろしいですか？
区画整理課主査	最終的には道路整備をする際に設置する側溝に接続して雨水を処理することになるため、今回の工事で埋めただけではまだ機能を発揮するわけではありません。
委員	既に道路が整備されている箇所に設置する場合もあるのですか。
区画整理課主幹	そういった場合もありますが、広く道路に影響のある工事になりますので、供用が開始されていないこの時期に施工するのが望ましいと考えています。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件5については以上いたします。ここで休憩します。続いて資源循環推進課の抽出案件7の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件7の説明)
委員長	何か質問はありますか。
委員	修繕の内容について伺います。
資源循環推進課長	焼却炉で出た灰を処理する施設について、灰を押し出す部分がかなり摩耗してしまいました。ごみの分別がされていないことによって可燃ごみの中に不燃ごみが混入すると、この部分の劣化が激しくなります。今回の修繕はこの押し出し部分の修理を行うものです。

委員	施設が止まってしまったわけではないのですね。
資源循環推進課長	施設が壊れる前に予防保全として修理を行いました。
委員	ごみの収集時にある程度不燃物を取り除けないのですか。
資源循環推進課長	家庭ごみの場合は収集時にある程度判断できるのですが、事業系の一般廃棄物に紛れ込ませて焼却炉に入れられてしまうことがあります。もちろん事業系ごみの場合も内容物の検査を行っていますがどうしてもすり抜けてしまうものもあります。
委員長	修繕時期の判断はどのように行っていますか。
資源循環推進課長	年に数回、焼却炉を停止させる機会がありますのでそのときに施設の点検を行い、摩耗している箇所を優先的に修繕します。
委員	クリーンセンターの建設事業者に随意契約ということですが、他の事業者ではやはり難しいですか。
資源循環推進課長	小さなポンプや配管の修繕については地元事業者に入札で発注していますが、施設の心臓部となるような箇所の修繕は建設事業者に随意契約で発注しています。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件7については以上いたします。続いて水道工務課の抽出案件8の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件8の説明)
委員長	質問はございますか。
委員	機械は特殊なものになりますか。
水道工務課主査	汚泥攪拌機については通常の工業製品です。
委員	どういった参加条件で入札を行いましたか。

水道工務課主査	浄水場施設の脱水機設備の修繕実績があることとしています。
委員	理由を教えてください。
水道工務課主査	汚泥貯留槽を塗装をするに当たり、中に溜まっている汚泥を廃棄処分する必要があります。下水道ではなく上水道の汚泥処理をしっかりとできる事業者に発注したいと考えました。
委員	競争性が担保された上で、工事のクオリティを上げていくためにはそういった条件を付すことも必要だと思います。ただし、あまり条件を絞り込み過ぎますと競争性が確保されない、場合によっては不調に終わるということも考えられますので参加条件については十分検討してください。
委員長	こういった工事は何年ごとに行うものですか。
水道工務課主査	この脱水機設備を設置して37年が経過していますが、汚泥貯留槽の修繕を行うのは今回が初めてになります。
委員	修繕時期の判断はどのように行っていますか。
水道工務課主査	脱水機設備そのものの耐用年数というのは特に定まっていませんが、金属類の設備ですと一般的には17年程度と言われています。ただし、17年で実施することはあまりないかなと思います。経験的には20～30年程度で劣化の状況をみながら修繕をする必要があると考えています。
水道工務課長	塗装や鋼板の腐食の状況を日々の点検で見極めています。
委員長	積算はどのように行っていますか。
水道工務課主査	下水道施設の標準歩掛を使用し、蓋の製作、溶接など特殊な作業については3社から見積りを徴取し、平均値を採用しています。

委員長	その他質問がないようなので抽出案件8については以上といたします。続いて抽出案件9の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件9の説明)
委員長	何か質問はありますか。
委員	工事自体は特殊というわけではないですか。
水道工務課長	通常の水道管の布設工事になります。
委員	入札結果をみますとどの事業者も受注したかったのかなと思います。このように参加者が複数者いて、競争が働いている入札になるのが望ましいと思います。
委員長	図面を見ると既設管があるようですが。
水道工務課長	今回の工事は既設管の老朽化に伴うものです。漏水も発生していますので、導水管、送水管をそれぞれ新設しようとするものです。
委員	導水管と送水管の役割について伺います。
水道工務課長	導水管は川からの水を浄水場に送る管で、送水管は浄水場でできた水を各配水地へ送るための管になります。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件9については以上といたします。続いて水道工務課の抽出案件10の説明をお願いいたします。
契約検査課長	(抽出案件10の説明)
委員長	質問はございますか。
委員	予定価格と同額で入札している事業者がいますが偶然ですか。

生活安全課主査	今回の工事の積算につきましては埼玉県の積算基準を使用しています。積算単価を市の積算と同額とした場合は、設計金額も同額になります。
委員	道路のラインの塗装はどの程度の頻度で行っていますか。
生活安全課主査	毎年自治会から交通安全施設の要望をいただき、その中から予算や緊急性を勘案して実施しています。
委員	市内の道路でもセンター線が消えているところがありますので是非お願いしたいです。警察との協議はないのですか。
生活安全課主査	路面標示の中でも道路管理者である飯能市と警察が行うものがそれぞれあります、例えば追い越し禁止の黄色のセンター線など、規制に係る標示については警察で塗装を行います。
委員長	予算についてはどのように確保されているのですか。
生活安全課主査	当初予算では、工事の箇所付けはされておらず、おおよその工事延長を根拠に予算を確保しています。その後自治会からの要望等により工事の箇所付けを行います。
生活安全課長	通学路に係る安全施設については5か年計画を策定しており、事前に箇所付けが済んでいるものを予算要求しています。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件10については以上といたします。
	以上で、本日の定例会議で用意された案件の審議はすべて終了いたしましたが、今回の審議対象である令和5年7月から12月までの6か月間における入札・契約手続の運用状況等について、本委員会として市に具申すべきことはございませんか。
委員	毎回申し上げていますが官製談合の防止を徹底していただきたいと思います。業者との距離感に注意を払ってください。他

	<p>の自治体の事例を研究していただいて契約検査課で注意喚起をするようお願いします。後は入札の参加者が減っているように感じます。今後工事を予定通りに施工できなくなるのではないかという懸念があります。業者にヒアリングしていただいて、業者にとって受注しやすい環境を整えることも大事だと思いました。</p>
委員長	<p>談合のことは最近のニュースでも報じられました。まだやっているのかという感じですが、繰り返し繰り返し契約検査課で談合の防止について庁内に周知するようお願いします。不調の問題については、発注と受注のタイミングが合わなかつたということもありました。発注の見通しを適切に事業者に提供していくようお願いします。</p>
契約検査課長	<p>次回抽出委員などの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回抽出委員は大松委員とする。</li> <li>・次回の委員会を、8月に開催予定。</li> <li>・抽出委員には6月までの発注一覧表を7月の早い時期に届ける。</li> </ul> <p>それでは以上を持ちまして、第2回の定例会を閉会といたします。委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重かつ厳正なご審議をいただき、大変ありがとうございました。</p>
<p>議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和6年 月 日</p> <p>議長の署名 _____</p>	